

報告

男女平等 EXPO 高岡 2019 ♪みんなが笑顔になれる場所

と き：11月2日(土)
と ころ：ウイング・ウイング 高岡

大人も子どもも楽しみながら男女平等・共同参画を考えることができる場となるように様々なブースを設け開催しました。各ブースや講座には多くの人々が参加し意見交換も行われ、楽しいひと時を過ごしました。

●4F 生涯学習センターホール

- ☆絵本を楽しもう！（朗読グループ）
- ☆机の上もおしゃれにすっきり★クラフトバンドで小物入れ作り（杉澤 泰子さん）
- ☆身近なもので防災グッズを（地域女性ネット高岡）
- ☆お家の汚れ、どうしたらキレイになる？プロに秘訣を教わろう！（指崎 一匡さん）
- ☆ご存知ですか？いろいろな男性（レインボーハート富山）
- ☆座談会「出張！ひとのま」（宮田 隼さん）
- ☆ワーク・ライフ・バランス推進事業所認定授与式



●6F 男女平等推進センター

- ☆癒しのオイルハンドマッサージ（河合 由香里さん）
- ☆遊びの広場（子どもの一時預かり）（高岡市ファミリーサポートセンター）
- ☆富山市・飛騨市・高岡市連携「お隣さんの男女共同参画」
- ☆クイズラリー景品引き換え

富山市・飛騨市・高岡市の各市の男女共同参画に関する取り組みについて、意見交換会を行いました。

★男女平等 EXPO とは・・・

高岡市における男女平等・共同参画社会の実現に向け、各種団体や市民の代表で構成する実行委員会が主体となり、市民と共に課題や解決策などについて考える場として毎年開催しています。

案内

粋（いき）メンプロジェクト事業 2019 育児はお母さんだけじゃない だから大好きお父さん！

男性保育教諭としてのこれまでの豊富な経験を聞き、子育てのヒントやお父さんお祖父ちゃんならではの遊びやふれあい方を学びます。お子さんと一緒にの参加も歓迎です！

日 時：12月7日(土) 10:00~12:00

お母さんも歓迎します！

場 所：男女平等推進センター会議室（ウイング・ウイング高岡 6 階）

講 師：浜谷 和人さん（保育教諭・学校法人 伏木中央学園 幼保連携型認定こども園 かたかご幼稚園 かたかご保育園）

対 象：現在子育て中及びこれから子育て予定の父と祖父・30名

【申込・問合せ先】男女平等推進センター（20-1810）



報告

市民企画講座 事例から学ぼう！働き方改革と女性活躍 ～家族、仕事、そして、自分自身を大切に生きるために～

と き：11月9日(土)
と ころ：生涯学習センター

企画・進行：男性介護者の会「みやび」代表 平尾 隆さん
（高岡市男女平等推進センター活動登録団体）

登壇社：株式会社アキデザイン、丸進商事株式会社（五十音順）

会社で正社員として一人前に育ってくれた女性社員が、子育てなどを理由に仕事を辞めざるをえなかったり、事業所が働き方を見直したいが何から始めればよいかわからないという悩みを少しでも解決に導くために、その取り組みを成功させている高岡市ワーク・ライフ・バランス推進事業所2社を招き、成功の秘訣をお話しいただきました。

事業主にはこれまで苦勞して進めてきた自社のワーク・ライフ・バランスの取り組みをお話しいただき、女性社員には仕事と子育ての両立の困難に直面した時どのように乗り越えてきたかを、それぞれの経験を踏まえお話しいただきました。

両社の女性社員の子育て期の時代背景に相違はあるものの、困難に立ちちはだかった時、どちらも事業主と相談し、解決策を見出してきたことで克服してこられました。また、どちらの事業主もこれまでの取り組みに留まらず、これからも新しい働き方を取り入れたいと前向きでした。

参加者からは「高岡市内の企業の現状がわかりためになった」「今働いている会社も働きやすいことに気付かされ感謝に思いました」などの意見があり、自身の働き方を見つめ直すきっかけとなる学びの多い講座となりました。



報告

女性に対する暴力をなくす運動

と き：11月12日(火)
～25日(月)

国が定める「女性に対する暴力をなくす運動」期間中に、高岡市ではパネル展示やリーフレット配布、高岡ケーブルTVでこの運動の案内を行いました。ウイング・ウイング高岡1階の市民ラウンジや高岡市役所本庁舎1階ロビーでは、たくさんの方に展示を見ていただき、パープルリボン運動にも参加していただきました。

●パネル展示

内閣府・高岡市・男女平等推進センターの取り組みやDV相談窓口などについてわかりやすく展示。（ウイング・ウイング高岡1階市民ラウンジ/6階サロン、高岡市役所本庁舎1階ロビー）



●パープルリボン運動

「暴力のない世界にしたい」という思いに賛同してくださる方に、ビッグTシャツにパープルリボンを貼っていただきました。



●若い世代への啓発

市内の全高校1年生に「デートDVを知っていますか？」を、小学6年生に「わたしも大切 あなたも大切」のリーフレットを配布。



★女性に対する暴力をなくす運動とは・・・

暴力はその対象や性別などを問わず、決して許されるものではありません。特に女性に対する配偶者等からの暴力、性犯罪、ストーカー行為、セクシャル・ハラスメント等は、女性の人権を著しく侵害するもので、男女共同参画社会を形成していくうえで克服すべき重要な課題です。内閣府では、毎年11月25日の「女性に対する暴力国際撤廃日」にあわせ、11月12日～25日までの2週間を「女性に対する暴力をなくす運動」期間と定め、全国規模の暴力根絶に向けた様々な取り組みを行っています。